

## 入湯税の税率の一部引上げ改定（案）に対する意見募集結果

伊達市では、市民参加条例第9条に基づき、より多くの市民の皆さんの意見を参考にするため、入湯税の税率の一部引上げ改定（案）に対する意見を募集（パブリックコメント）しました。

意見募集期間中、この案件に対して1人の方から1件の意見提出がありました。

これらの意見に対する市としての考え方を下記のとおり公表します。

貴重なご意見、ありがとうございました。

### 意見募集の結果

**PDF** [入湯税の税率の一部引上げ改定（案）に対する市民意見公募（パブリックコメント）の結果](#) (159.1KB)

### 意見募集の概要

|         |   |
|---------|---|
| 意見募集の案件 | 入湯税の税率の一部引上げ改定（案）について   |
| 意見募集の内容 | <p>入湯税は、環境衛生施設などの整備や観光振興に必要な費用に充てるための目的税で、鉱泉浴場の入湯客に課税されています。市では、その用途を大滝区の一部の観光振興事業を除き、ほとんどを区内の環境衛生施設の整備に充てています。</p> <p>これまで、大滝区における観光振興は豊かな自然環境を活かした鑑賞型観光が主流でしたが、今後観光客の増加を図っていくためには、体験型・参加型観光への変化を目指す必要があり、入湯税の税率を一部改定し、引上げ分を新たに設置する基金に積み立てることで大滝区の観光振興の財源として役立てたいと考えています。</p> <p>この度、「入湯税の税率の一部引上げ改定（案）」を作成しましたので、この（案）についての意見を募集します。</p> <p><b>関係資料</b></p> <p><b>PDF</b> <a href="#">入湯税の税率の一部引上げ改定（案）について</a> (845.2KB)</p> |
| 意見の募集期間 | 令和2年3月24日（火曜日）から4月22日（水曜日）（30日間）  |